

新規墓所お申し込みの流れ

1 ご希望の墓所区画を選ぶ



コンパクトな5㎡墓所から、大きな墓石も建立可能な12㎡以上の墓所まで様々な区画をご用意しております。

墓所区画には、新たに造成している墓所と、お墓じまいにより更地に戻して返還された墓所（再貸付墓所）があります。

墓所（土地）の使用料（貸付料）は区画により異なります。また、墓所の空き状況も変動いたしますので事務局までお気軽にお問い合わせください。

観音霊苑と墓所（土地貸付）契約

ご契約時には、申込者の住民票（本籍地記載）と認印が必要です。

「墓所使用料」と「管理料」2ヶ年分のお支払いが必要です。料金の金融機関でのお振込みをご利用の場合は、振込人名は申込書の申込者名と同一名をお願いします。また、金融機関の領収書をもって観音霊苑の領収書に代えさせていただきます。

ご契約後

墓所使用契約完了後、「観音霊苑墓所永代使用権利証」を作成し、お渡しいたします。権利証を紛失されない様、大切に保管してください。



2 墓所建立石材店を選ぶ

墓石建立はお客様ご希望の石材店に依頼してください。石材店につきましてご希望がなければ、当苑の指定石材店にご依頼ください。当苑からご紹介いたします。

石材店との打ち合わせ、お見積り等をご確認の上、石材店と契約してください。

墓石建立につきましては、観音霊苑では一部を除き、特に期限を設けておりません。

「いつまでに墓石を建立しなければならない」といった問題はありませんので、お客様のご希望の時期にお建てください。

3 墓石完成



観音霊苑よりお客様へ、墓石完成のご連絡をします。ご納骨予定のある方へは、ご納骨式のご案内をします。

施工石材店へ「墓石代金」のお支払いをしてください。